

## 利用料金表

### 就労継続支援B型

訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）のうち9割が訓練等給付費の給付対象となります。

事業者が訓練等給付費等の給付を市町から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます。

（世帯年収300万円以上で支払い上限9,300円）

（単位：円）

訓練給付の1割負担 （※定額負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合はこの限りではない）		
食事サービス	希望により食事の提供をします。	500円
	※食事提供体制加算対象者の場合	※200円
生産活動等	生産活動を行う上でかかる費用で、負担して頂くことが適当であるものに係る費用を頂きます。	実費
送迎サービス	希望により、待ち合わせの場所までの送迎を行います。	無料